

鋼材の使用区分に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

鋼材の使用区分に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) S6 (Rev.8) には、船舶の構造部材に用いる鋼材の使用区分が規定されており、鋼材の使用区分は -10°C 以上を設計温度として考慮していた。一方、低温海域を航行する船舶の鋼材の使用区分にあっては、 -20°C 未満の設計温度を考慮しており、 -20°C 以上 -10°C 未満の設計温度範囲に対する鋼材の使用区分が不明瞭となっていた。そのため、IACS では当該温度範囲における鋼材の使用区分について見直しを行った。

また、IACS UR S6 (Rev.8) には、液化ガスばら積船を除く船舶における低温液体貨物の搭載を考慮した鋼材の使用区分は規定されておらず、当該区分は各船級の判断に委ねられていた。そのため、IACS では当該貨物の搭載に対する貨物倉境界部の板部材の鋼材の使用区分に対する統一的な取扱いの検討も行い、上記の見直しと併せて、2018 年 7 月に IACS UR S6 (Rev.9) として採択した。

このため、IACS 統一規則 S6 (Rev.9) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼材の使用区分に関する要件において、 -20°C 以上 -10°C 未満の設計温度範囲の使用区分を規定した。
- (2) 液化ガスばら積船を除く低温液体貨物を搭載する船舶の貨物倉境界部の板部材の鋼材の使用区分に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 C 編 1.1.12

鋼船規則検査要領 C 編 C1.1.12, 表 C1.1.12-1, 図 C1.1.12-1.(2), 図 C1.1.12-1.(3)